

告 示

埼玉県告示第百八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十九年二月二日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上田清司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 オークリ エイト	大川内叔久	埼玉県三郷市 三郷二丁目二 番地十九サク セスビル三〇 二	三十日間の業務の全部停 止